

堤防徒歩点検（出水期前）開始

高瀬川（小川原湖）の本格的な出水期に向け、堤防除草等により堤防の状況を把握しやすいこの時期に、堤防徒歩点検を開始します。

堤防の安全性に影響する変状がないか、護岸や樋門等の構造物に損傷がないかを職員が徒歩により確認するものです。

今のところ大事に至る変状は確認されていませんが、引き続き点検を続けていきます。



不法投棄は犯罪ですよ！！

小川原湖出張所では、日頃から河川（小川原湖）等の状況を河川巡視により把握するほか、堤防や樋門の河川管理施設の点検、河川に対する不法行為の監視に努めています。

河川巡視により不法行為（ゴミの投棄、許可のない田畑の耕作等）を見つけた際には警告看板を掲示するほか、悪質性の高い事案については警察等に通報しています。河川（小川原湖）にゴミを捨てる不法投棄や堤防法面をタイヤで傷める行為などは、全て犯罪行為になります。

河川（小川原湖）を綺麗に保ち、地域の方々が安全・安心して利用できるようにするため、不法投棄は絶対にやめましょう。



冷蔵庫、タイヤ



野菜



衣類



洗濯機

不法投棄を行った者（未遂を含む）には、5年以下の懲役、1千万円以下の罰金が科せられる場合があります。また、不法行為者が会社・団体の場合は3億円以下の罰金となる場合があります。

※「おがわらこニュース」は、事務所HPでもご覧いただけます。

編集後記

高瀬川河口で2羽の白鳥が優雅に泳いでいる姿を発見しました！！



一見季節外れのように思われますが、実は河口付近では毎年見られる光景なのです。ぜひ皆さんも探してみてくださいね。（木村）

発行

高瀬川河川事務所 小川原湖出張所

〒033-0021 三沢市岡三沢三丁目9-19

TEL:0176-53-3081 FAX:0176-52-9266

E-mail: thr-takasegawa01@mlit.go.jp

<http://www.thr.mlit.go.jp/takase/>